

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金について

1. 事業の趣旨

安定的な燃料確保に取り組む会員事業者、トラック運送事業協同組合及びトラック運送事業協同組合連合会が、軽油供給施設の新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合に、その費用の一部を支援するもの。

2. 主な助成要件

軽油専用タンクの設置（1,000リットル以上）を伴う自家用燃料供給施設の新設もしくは増設を行い、令和7年4月1日～令和8年2月27日までに市町村（各市町村地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払を完了（支払完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。）するもの。

3. 助成対象者

会員事業者・協同組合・連合会

※交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合、連合会は、助成対象外とする。

4. 助成金額

軽油供給施設の新設 上限100万円

軽油専用タンク増設、増設を伴う代替え 上限30万円

※ただし、公募期間内に申請金額が予算総額を超過した際は、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

5. 助成金予算 1億円（予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了）

6. 申請受付期間及び交付決定通知（予定）日

申請受付 令和7年8月1日～令和7年10月31日

交付決定 令和7年9月22日、10月20日、11月20日

7. 交付申請及び実績報告

交付申請 公募期間内に、助成金申請書に必要書類（別紙1のとおり）を添付し提出。

実績報告 設備完成後、実績報告に必要な書類（別紙1のとおり）を添付し、令和8年2月27日までに岡ト協へ提出。